６月議会代表質問　　　　　　　　　　　　　　　　　　2023年６月22日　吉田英策

　日本共産党の吉田英策です。県議団を代表して質問をいたします。

第２１１回通常国会が昨日終わりました。今国会最終盤、５年間で４３兆円の大軍拡のための防衛力強化資金を創設する軍拡財源法、原発事故の教訓を投げ捨て原発回帰を図る原発推進５法、トラブル続きに目をふさぎ個人情報を企業の利益に役立たせるマイナンバー関連法、外国人の人権をも否定する入国管理法、性的少数者の願いに逆行し、差別を助長するＬＧＢＴ法など、多くの国民の願いに背を向け、日本の在り方を大転換する悪法を、自民、公明、維新、国民民主の4党で強行しました。岸田政権の進める大軍拡は、まさに「軍事栄えて民滅ぶ」亡国の道であり許すことはできません。

ロシアのウクライナ侵略から１年４カ月が経過し、町が破壊され、多数の犠牲者が出ている下で世界が結束して、国際世論で包囲し一刻も早く戦争を止めることが求められています。日本共産党は、東アジアで軍事的対立が起きないよう３月、日中両国に対し「日中両国関係の前向きの打開のために」との提言を発表し平和と友好に向けた共通の土台を生かした外交努力をおこなうよう呼びかけました。このほど、アメリカのブリンケン国務長官が中国を訪問し、周主席等との会談が実現したことは重要です。軍事的危機を防ぐ外交にこそ力を尽くすべきです。

日本共産党は、憲法９条を生かした外交努力を求めるとともに、岸田政権の国民無視の政治と対決し命とくらし最優先の福祉型県政実現のために力を尽くすものです。

以下質問に入ります。

　一、電気代高騰からくらしを守ることについて

物価高騰が依然続き、電気、ガス、食料など生活に欠くことのできない品目の値上げは続いており県民のくらしを直撃しています。家計の負担増は、２人以上の世帯で年間１４万３千円以上との試算も出されています。

物価上昇からくらしと生業を守るための対策が求められます。そのためにも、働く者の賃金の引き上げ、年金削減の中止、消費税の減税を行うべきです。

物価高騰に加え、政府は、電力大手７社からの家庭向け電気料金の値上げを了承しました。これにより今月から家庭向けの電気料金は、東北電力管内では、平均世帯で２割以上の値上げです。県民には大きな負担となります。高齢者世帯、低所得の世帯にとってはより一層深刻です。

①電気料金の値上げを行わないよう電気事業者に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

温暖化による猛暑の中で、事情により電気代の滞納で電気の供給を止められるなどということがあってはなりません。それこそ命にかかわる問題です。

東京都の監察医務院の速報では、昨年夏に熱中症で死亡した人は２３区で２００人に上り、うち１８７人が屋内で死亡、６６人はエアコンを設置しておらず、１０２人はエアコンを設置しても使用していなかったと報告しています。

県内では昨年度、熱中症による緊急搬送者は、１２８８人で内高齢者は５１５人に上りました。重傷者は２８人で死亡も２人出ています。屋内からの搬送者は７８人です。

経済産業省は、新型コロナ対応で、電気事業者に対し、電気料金の支払いに困難な事情がある方に対し、その置かれた状況に配慮し、料金の未払いによる電気の供給停止の猶予など柔軟な対応を要請しました。電気代高騰のもとでこうした対応が必要です。

②電気料金の滞納者に対して電気の供給を停止しないよう電気事業者に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

エアコンが必要な保育所や放課後児童クラブ等の電気代については、市町村支援が必要です。

③保育所や放課後児童クラブ等への電気代補助のため、市町村への支援を行うべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

二、安全保障政策の大転換について

岸田首相が進める敵基地攻撃能力いわゆる反撃能力の保有は、専守防衛を旨とした日本の在り方を変え、「統合防空ミサイル防衛」の下で自衛隊が米軍と融合し、他国へ先制攻撃を行うもので、これまでの安保政策を根底から覆す重大な憲法違反です。

敵基地攻撃能力保有のため、５年間で４３兆円、軍事費・防衛費を２倍化しＧＤＰの２％にまで引き上げるもので、これを進めれば日本は、世界第３位の軍事大国になります。財源確保のため、県内では、国立病院機構・旧社会保険病院などの積立金や東日本大震災の復興特別所得税の転用を行うことは許されません。

岩手県知事は、敵基地攻撃能力の保有について、「専守防衛を旨とする従来の日本国憲法第９条の解釈を変更し、日本の先制攻撃の可能性を示すことは、日本と周辺国との緊張が高まる危険性がある」との認識を示し、日本政府に対し、「憲法第９条の趣旨を尊重し、近隣諸国との友好と、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に求める」と述べています。

本県は、原発事故後、地震、水害など甚大な災害に何度も見舞われており復興の途上です。県民の命とくらしを守ることからも憲法９条違反の大軍拡に知事は反対すべきです。

①敵基地攻撃能力の保有を含めた安全保障政策の大転換は、県民の命と安全を脅かすものであり、国に中止を求めるべきと思いますが、知事の考えを尋ねます。

三、原発推進と海洋放出の中止について

原発事故の教訓を投げ捨て原発回帰に大転換する原発推進５法いわゆるＧＸ脱炭素電源法が自民、公明、維新、国民民主により成立しました。

本県は、原子力に依存しない社会づくりを掲げ、再生可能エネルギーの推進を復興理念としており、再エネ推進の大きな妨げになります。

「ＧＸ法」は、運転期間を制限する条文を規制する側から推進側である経産省の電気事業法に移し、４０年から６０年を超える運転を可能にしました。また、基本方針では、原発事故後、新増設・建て替えを想定しないとしていたものを、「廃炉を決定した原発の敷地内での建て替えを対象として、具体化を進めていく」と新増設を打ち出しました。

国が2021年に示したエネルギー基本計画で、「原子力は安全を最優先し、再生可能エネルギーの拡大を図る中で可能な限り原発の依存度を低減する」としたことからの大転換です。

原発事故から１２年、原子力緊急事態は解除されておらず、避難者は県発表でも２万７千人、実際にはこの数をはるかに超える人が避難を継続しています。「福島の原発事故をもう忘れたのか」との厳しい声が広がっています。福島原発事故の教訓を捨て去る暴挙と言わざるを得ません。

①原発事故の教訓や被災者の声に背を向けて原発を推進するＧＸ脱炭素電源法の廃止を国に求めるべきと思いますが、知事の考えを尋ねます。

汚染水・処理水の海洋放出についてです。県漁連は一貫して中止を求め、多くの県民は納得していません。国・東電、県漁連三者で交わした「関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」との約束は重いものであり、国が約束を破ることは許されません。

前日本民俗学会長の川島修一さんは、「漁師にとって海は神聖なところ、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出について、海と生活する人間に対する配慮のなさは明らか。」と話しています。

いわき市で今月４日に行われた国、東電、規制庁の説明会で経産省の担当者は、約束は「順守する」と答えました。そうであれば、海洋放出などできないことになります。国、東電は海洋放出を断念し別の道を探るべきです。また、東京電力の担当者は、その場で撤回したとはいえ、「電気がいらないというなら別だが、電気が必要なら原発は必要」などと許しがたい発言をしています。

今月１５日に閉会したいわき市議会は、「関係者の理解なしにいかなる処分も行わない」との約束を履行することを求める意見書を全会一致で採択しました。

川俣市議会は１４日、「海洋放出に反対する意見書」を採択しています。

また、今月七日に開かれた全国市長会で、「処理水については海洋放出によらない新たな処理・保管方法を国の責任で検討する」ことを求める決議を行っています。

約束を無視する海洋放出は、漁業者、県民への冒とくであり、絶対に許せるものではありません。

②汚染水・ＡＬＰＳ処理水の取扱いについて、「関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」とした漁業者との約束は重いものであり、理解が得られていない以上、海洋放出はすべきではないと思いますが、県の考えを尋ねます。

四、新型コロナウイルス感染症対策について

先月８日から新型コロナウイルスは「５類」に移行されましたが、コロナウイルスが弱まったわけでも流行が終わったわけでもなく、ＷＨＯも警戒を怠らないよう呼び掛けています。

第８波までのコロナ感染拡大では、医師数の不足、政府の病床削減政策で病床逼迫（ひっぱく）、保健所の削減により体制や職員の不足など、日本の貧弱な医療や保健所体制の現実が明らかになりました。

５類移行後も県内の感染者は、増加傾向にあります。政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会会長を務めた尾身茂氏は「第９波の入口に入ったのではないか」と語り今後の感染拡大の可能性に言及しています。

医療費に自己負担が発生することで受診抑制により、感染拡大を招き、医療逼迫（ひっぱく）を再び繰り返してはなりません。感染者数や感染状況など必要な情報を県民に知らせ、感染対策などを示すことは、感染拡大防止のために必要です。インフルエンザは定点観測で「１」を超えたら感染拡大傾向との基準がありますが、新型コロナウイルスではありません。

①新型コロナウイルスの感染状況を判断する基準を示すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

②新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、県はどのように取り組んでいくのか尋ねます。

５類移行後、保健所による療養期間中の健康観察や生活支援は中止になりました。また検査・治療費は自己負担です。感染してから治療に移るまで個人の責任が求められます。感染を自覚せず、行動すれば感染を拡大することになります。検査は気軽に、いつでもできる体制が求められます。

③県民が無料で検査を受けるための取組を県独自で再開すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

感染リスクや重症化リスクの高い社会福祉施設等での感染防止などは今までの対策を継続することが必要です。

④介護施設・障がい者施設に対し、感染拡大防止のためのかかり増し費用を補助すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

⑤介護施設での感染者については入院対応を原則とすべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

五、マイナンバーカードと個人情報保護について

法改正により、健康保健証は来年秋に廃止されマイナンバーカードと一体化されますが、国会論議のさなかにも、マイナンバーカードのトラブルは発生し続け、国民の信頼は失墜しているにもかかわらず強行したことに強く抗議します。

そもそもマイナンバーカードの利用は、任意のはずでが、健康保険証との紐づけで事実上義務化しました。これにより国個人情報の一元管理を進めます。

健康保険証との紐づけによるトラブルは、他人の診療情報や薬剤情報が出る、それをもとに診療を行えば命にかかわる問題です。

県内でも医師や歯科医師でつくる福島県保険医協会の実態調査でも、システムを導入したと回答した１９３の医療機関のうち、６３.２％にあたる１２２の医療機関が「トラブルがあった」と答えています。直ちに運用を中止し、総点検が必要です。

読売新聞社説は、「見直しは今からでも遅くはない。いったん凍結し国民の不安を払しょくするのが筋だ」「法律が成立したからと言って、制度の見直しは不可能だ、と考えるのは早計だ」と指摘しています。

①マイナンバーカードと健康保険証の一体化を中止し、従来の健康保険証を残すよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

政府はマイナンバーカードの利用を社会保障、税、災害対応にとどめず「準ずる事務」として際限なく拡大しようとしています。各種世論調査でもマイナンバーカードの利用拡大に不安を感じるとは７割を超えています。

②マイナンバー制度の利用範囲の拡大は中止すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

マイナンバーカーが、住民票、免許証、年金、保険証、預貯金にデータを紐づけすれば、個人情報の流出や個人のデータが際限なく利用される恐れもあります。イギリス、アメリカ、ドイツなどはプライバシー保護、なりすまし被害の横行などでマイナンバーカードの運用を中止しました。

個人情報の流出を抑え、活用に制限を加える社会的ルールが必要です。

③マイナンバーカードにおける個人情報を保護する仕組みを作るよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

六、気候危機の打開について

広島Ｇ７サミットを前に開かれた気候・エネルギー・環境相会合で、焦眉の課題である石炭火力発電の段階的廃止の時期は、日本政府の抵抗で共同声明に明記されませんでした。

　国連の気候変動に関する政府間パネル（ＩＰＣＣ）は今年３月、「第６次統合報告書」で世界の平均気温は産業革命前からすでに、１．１度上昇しており、現在の各国の削減目標のままでは１．５度に上昇するとし、でき得る限りの気候変動対策を講じる必要があることを強調していいます。このままでは、人類が生存できない環境になることを警告しています。

　世界第５位の排出国であり、Ｇ７サミットの議長国である日本の姿勢が問われています。日本政府が示す削減目標は、２０１０年比で４２％削減にすぎず、ＥＵの５５％などから見ても著しい立ち遅れであり、不十分です。日本は、二酸化炭素の最大の排出元である石炭火力発電の廃止に踏み切るべきです。

県は、カーボンニュートラルに向けて事業所と学校に対して二酸化炭素の「見える化」にとり組みますが、石炭火発の温存は、こうした県民の取り組みをも台無しにするものです。

①県内の石炭火力発電所の廃止を事業者に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

県は、水素の活用を推進してますが、水素を化石燃料から製造する場合は、大量の二酸化炭素を発生し、温暖化防止にはなりません。NEDOが中心に進める浪江町の水素製造施設では、実証事業とはいえ水素製造の電力の一部を東北電力から賄っています。また、褐炭からの水素製造は大量の二酸化炭素を発生させます。

アンモニアの混焼も、石炭火力発電の延命でしかなく、二酸化炭素の削減効果は４～５％程度と指摘されています。

温室効果ガス削減など地球温暖化防止のためには、水素の活用ではなく、再生可能エネルギーの飛躍的な推進こそ必要です。

②県は、再生可能エネルギーの飛躍的な推進にどのように取り組んでいくのか尋ねます。

七，災害対策について

本県は２０１１年の東日本大震災以降も地震、豪雨などにより甚大な被害を受け続けています。そのたびに、人的な被害、住宅被害が発生し、長期、短期にわたる避難生活を余儀なくされています。避難の状況は様々で、避難所や親類、知人、自宅などですが、被災者一人一人の実情に応じた支援が必要です。いま被災者一人一人の実情に応じて寄り添い支援する「災害ケースマネジメント」の取り組みが進められ、国はこの取り組みを整備するために防災基本計画を修正しました。

国に先駆け鳥取県や仙台市などでは、専門チームにより戸別訪問や相談活動の支援が始まっています。災害ケースマネジメントは、被災世帯を訪問し、困りごとなどを聞き取り、被災者個別の状況に合わせて支援計画を作成し、専門家の派遣や支援窓口とのマッチングを行うものです。

災害が多発する本県でこそ、災害ケースマネジメントを盛り込んだ条例を整備すべきです。

①災害基本条例を制定し、市町村と連携した災害ケースマネジメントに取り組むべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

県発注の河道掘削や建設工事で発生する建設残土の処理について、処理場近くの住民から苦情が寄せられています。積み上げた残土が雨で宅地に流入する、風により砂ぼこりが巻き上げられ洗濯物が干せない、運搬するトラックの振動で住宅や道路が損壊するなど。県工事での発生土に対し、県の責任ある対応が求められます。

②県は、公共工事の施工に伴う建設発生土の運搬や処分において、発注者として周辺住民の生活環境の保全にどのように取り組んでいるのか尋ねます。

八、福祉型県政への転換について

運転免許証の返納などでの高齢者の移動手段の確保は、どの地域でも深刻な問題です。高齢者がいつまでも元気で社会活動ができ、買い物や病院などへの移動が安心してできることが求められます。

①高齢者の移動手段の維持・確保にどのように取り組んでいくのか、県の考えを尋ねます。

②高齢者に対するバスや鉄道の運賃無料化を実施すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

③市町村が取り組むデマンド型乗合タクシー等への補助制度の補助率を抜本的に引き上げるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

出産育児一時金の財源を、75歳以上の人が加入する後期高齢者医療制度から捻出するため保険料の上限額を段階的に引き上げました。また子ども未来戦略の加速化プランでは少子化対策として社会保障給付削減、社会保険料引き上げなど世代間の対立をあおり、国民負担増を狙っています。

④子育て支援を理由に後期高齢者医療の保険料引上げを行わないよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

国保税の均等割りは、子どもにも加算され、少子化対策、子育て支援に反します。南相馬市や白河市、二本松市、平田村は全額免除、福島市は第２子から免除しています。

⑤子どもに係る国保税の均等割を県として全額免除すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

九、教育について

「産休で生じた欠員を埋められない」「新学期を迎えても担任の配置ができない」「教務主任がクラス担任を兼務する」など、福島県が東北で一番教員不足が深刻です。「退職して１０年以上もたった元教員にも話が来た」など本県の教員不足の深刻さを物語っています。

教員不足は子どもたちの教育環境にも大きく影響します。ＮＨＫの調べで「教員不足により授業や活動に影響している」「いじめや不登校の対応などに影響している」と全国の教育委員会の８５％から寄せられているといいます。

教員を増やすことは、子どもたちに豊かな教育を提供し健全な成長を保障するために欠くことのできないことです。また教員の働き方改革のため、残業時間を減らし人間らしい働き方を保障するためにも当然必要です。

①教員不足を解消するために必要な教員を県独自に正規採用で確保すべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

県教育委員会は、保護者や県民が求める小中学校の給食費の無償化について、「義務教育は市町村の所管」「食材費等は学校給食法により保護者負担」との姿勢を取り続けています。しかし、千葉県では、２０２３年１月から市町村と費用を分担して小中学校などでの学校給食費を第３子以降は無料にしました。これは、学校給食費の保護者負担の軽減に向けて県単位で支援ができることを示しています。また、「食材費は学校給食法により保護者負担」という点についても、文科省は、「保護者の負担を軽減することは可能」としています。財政的な困難を抱えながらも保護者負担軽減のために努力する市町村を、県は積極的に支えるべきではないでしょうか。

学校給食費の無償化は、保護者負担の軽減という福祉的な施策にとどまらず、憲法第２６条の義務教育無償の原則に沿うものとして、本来国が推し進めるべきものです。「日本一子育てしやすい福島県」を掲げる本県こそ無償化を実現し、全国に広げる役割を担うべきです。

②市町村立小中学校の給食費の無償化を県の制度として実施すべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

小中学校の給食費の無償化をはじめ教育費負担の軽減を進めることは、保護者の生活を支えることと共に、豊かな教育環境を子どもたちに提供することになります。

県立高等学校での教育でも同様です。県は、国が進めるＧＩＧＡスクール構想の下で２０２２年度から高校生に１人１台のタブレット端末を持たせていますが、費用は原則個人負担です。所得に応じた補助制度はありますが、保護者にとっては大きな負担です。

また、高校の特別教室のエアコンの電気代についてですが、気候変動による猛暑が予想される上、原油高騰などでエアコンの電気代の負担が保護者に大きくのしかかってきます。特別教室のエアコンの電気代は県負担にすべきです。

③県立高等学校の一人一台端末とエアコン稼働に係る経費の保護者負担をなくすべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

以上で質問を終わります。